

令和4年10月11日

全国石油商業組合連合会
会長 森 洋 殿

資源エネルギー庁 資源・燃料部
石油流通課 課長 永井 岳彦

燃料油価格激変緩和対策補助金に関する御協力について
(要請)

資源エネルギー庁では、令和3年12月より燃料油価格激変緩和対策補助金制度（以下、「本制度」）を実施しております。つきましては、貴連合会に加盟する石油商業組合の組合員に対して、下記の事項の周知徹底を要請いたします。

記

1. 財務省による予算執行調査を踏まえた制度の周知について

今般、財務省より、燃料油価格激変緩和対策事業の予算執行調査結果（令和4年10月）が公表されました。

本調査結果及びその分析は、以下のとおりとなります。

- 小売事業者（SS・計294事業者）に対し、ガソリンの販売価格の決定方法等について、書面及び聞き取り調査を行い、補助金の販売価格への影響について、実態を調査
 - ✓ 約2割（36SS）が補助金全額分抑制できていない。
 - ✓ 約3割（49SS）が補助金全額分抑制できているか分からない、と回答
- 補助金支給単価と抑制額の幅を比較し、令和4年3～7月のガソリン販売実績量を基に、機械的に推計したところ、ガソリン分で、補助金額と実際の抑制額に約110億円の乖離が発生。
- ガソリン販売価格に補助金の全額が反映されていない可能性があるため、本補助金の趣旨について改めてSSに対し周知徹底を行い、補助金全額の販売価格への転嫁を促すべき。

本事業は、国民生活や経済活動への影響を最小化するための措置として、燃料油の卸売価格の抑制を通じて、小売価格の急騰を抑制することにより、消費者の負担を低減することを目的としています。小売価格は、事業者の皆様の経営判断において決定されるものではありますが、原油価格や為替などによる消費者への影響をご高察の上、適切な価格設定に努めていただけますよう、周知徹底のご協力を改めてお願い致します。

<燃料油激変緩和対策事業の補助支給額と抑制額の関係>

令和4年3～7月補助支給額と抑制額の関係（単位：億円）

補助金額：約5,577億円

抑制額：約5,467億円

乖離額：約110億円

（内訳）

	補助金額（百万円）	抑制額（百万円）
3月合計	58,739	53,949
4月合計	83,354	83,024
5月合計	124,928	120,698
6月合計	137,678	137,503
7月合計	153,013	151,492

<燃料油価格激変緩和対策事務局>

ホームページ：<https://nenryo-gekihenkanwa.jp>

連絡先：0120-476-060

以上